



令和6年12月25日

南消防署管理課

救急活動中に健康保険証を紛失

救急隊員が傷病者から預かった健康保険証を救急活動中に紛失する事案が下記のとおり発生しました。

記

1 日 時

令和6年12月24日（火）

18時05分（搬送先医療機関で紛失判明）

2 場 所

救急車内から医療機関処置室までの間で紛失

3 概 要

令和6年12月24日、17時05分の救急出場指令によって川口市内の現場に出場し、救急隊員が傷病者の人定情報を確認するため健康保険証を一時的に保管した際、収容した医療機関で紛失を認知したもの。なお、救急車内、医療機関内及び医療機関駐車場を捜索したものの現時点で健康保険証の発見には至っておりません。

4 消防長コメント

本事案につきましては、市民からの信頼を大きく損なうものであり、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。傷病者及び関係者に対し丁寧な説明と謝罪を行うと共に、今後このようなことが無いよう救急隊員に対する教育を徹底して参ります。